## 細則2-4 携帯型電子機器の使用に係る自主保安基準

定める必要がある施設

接客、施設や在庫の管理及び点検等の業務にタブレット端末等 の携帯型電子機器を使用する給油取扱所

## 第1 総則

当所の給油空地等における携帯型電子機器の使用は、本編及び関係する細則によるほか、 第2で定める「携帯型電子機器の取扱い基準」に基づき行うものとする。

## 第2 携帯型電子機器の取扱い基準

- 1 携帯型電子機器は、防爆構造のもの又は「IEC 60950-1」、「JIS C 6950-1」、「IEC 62368-1」、「JIS C 62368-1」のうちいずれかの規格に適合したものを使用するものとする。
- 2 携帯型電子機器は、肩掛け紐付きカバー又はアームバンドにより落下防止の保護措置を講じるものとする。
- 3 携帯型電子機器は、当所内のみで使用するものとする。
- 4 火災等の災害発生時は、安全が確保されるまで携帯型電子機器を使用しないものとする。
- 5 所長は、1から4が遵守されるように管理するものとする。
- 6 その他